



令和3年5月11日
自動車局自動車情報課

オンライン申請により、引越し時のクルマの手続がより便利になります！

～ナンバープレートの交換が次回の車検時でも構いません～

政府全体で推進している引越しに伴う手続きの負担軽減の一環として、国土交通省では、今般、個人がオンラインにより変更登録申請を行う場合に、ナンバープレートの交換を次回の車検時まで猶予する特例を創設することとしました。

1. 背景

引越しの際には様々な行政機関や民間事業者に対して住所変更手続きを行う必要があり、引越しを行う方の負担となっていることから、政府では、引越しに伴う手続きの負担軽減に向けた取組を進めております。

自動車保有に係る住所変更手続き（変更登録）においては、自動車OSS※によるオンライン申請の場合であっても、ナンバープレートの交換等のために運輸支局等に出向く必要があることから、国土交通省では、今般、個人によるオンライン申請の場合に、ナンバープレートの交換を次回の車検時まで猶予する特例を創設することとしました。

※ 自動車の登録検査、保管場所証明、税・手数料納付をオンラインで一括して行える「自動車保有関係手続のワンストップ・サービス（OSS）」

2. 特例のポイント

- ・住所変更時の変更登録を個人がオンラインで申請した場合に、
 - ①新旧の車検証の交換を郵送により対応する
 - ②車検証の備考欄に旧登録番号（旧ナンバープレート番号）を記載することにより、ナンバープレートの交換は次回の車検時まで猶予することにより、引越し直後の運輸支局等への出頭を不要化します。
- ・特例措置を利用するかどうかは選択可能とします。
- ・運用開始時期は令和4年1月を予定しています。

詳細については、固まり次第、追って公表いたします。

【お問い合わせ先】

自動車局自動車情報課 矢島、山浦、福室、小泉
（代表）03-5253-8111（内線42114、42118）
（直通）03-5253-8588

住所変更時のナンバープレート交換に関する特例の概要

- 政府全体で推進している引越時の負担軽減の一環として、**引越し時の個人による変更登録OSS申請**の場合に、**変更登録に伴うナンバープレートの交換を次回車検時まで猶予**する。
- **令和4年1月の運用開始**に向けて、システム改修等の準備を進める。

